資 料

中東における模倣品対策

——UAE, サウジアラビアを中心に——

橋 本 千賀子*

抄録 模倣品問題はいまやブランド品のみならずあらゆる分野で進行し、世界中で深刻化している。模倣品は世界の至る所に流通するようになり、日本企業の活動を阻害している。特に自動車部品や電気製品、化学品の模倣品は人体への危険を招くこともあり、これを放置すれば企業の信用を脅かすことにもなりかねない。模倣品の排除は通常、製造地及び消費地で行われるが、物流拠点での対策も効果的だといわれている。物流拠点としてさまざまな場所があるが、国際物流のハブとして知られる中東のドバイ及びその周辺国において模倣品が押収される例が相次いでいる。中東は、経済が発展する反面、政情が不安定でテロも頻発している。そこには模倣品が取引される条件が揃っているともいえる。このような中東地域で模倣品対策を行うことは模倣品の拡散を防ぐという意味で有効である。本稿ではまだまだ難しい点も多い中東での模倣品対策について概観する。

目 次

- 1. はじめに
- 2. UAEにおける模倣品対策
 - 2. 1 法制度
 - 2. 2 税関における差止
 - 2. 3 民事訴訟
 - 2. 4 警察による押収, 刑事手続き
 - 2. 5 行政摘発
 - 2.6 フリーゾーンについて
 - 2. 7 権利行使する際の留意点
- 3. サウジアラビアにおける模倣品対策
 - 3. 1 法制度
 - 3. 2 税関における差止
 - 3. 3 行政摘発
 - 3. 4 訴 訟
- 4. その他
 - 4. 1 その他の国での税関登録
 - 4. 2 イラクにおける対策
 - 4. 3 市場調査
 - 4. 4 アラビア語の商標登録
- 5. おわりに

1. はじめに

図1に示すように中東地域は、アジアとヨーロッパの間に位置し、製造地と消費地の間の国際物流の拠点として重要な役割を果たしている。湾岸諸国、とくにアラブ首長国連邦(以下、UAE)はアジアから地中海、ヨーロッパ、アフリカへの主要な入り口である。

UAEの中でもドバイは1980年代以降急速に発展を遂げ、物流のハブとして突出した働きをしている。ドバイの発展はフリーゾーン(経済特区)の設置によって経済活動が促進されたことから始まる。

このように発展した物流拠点、かつ市場であるUAEにおいては言うまでもなく知的財産の保護が重要である。特に、模倣品対策という見地から知的財産を守る必要がある。UAEその他の中東諸国で模倣品が製造されることは稀で

^{*} 弁理士,金沢工業大学大学院客員教授 Chikako HASHIMOTO

あるが、流通の経由地であること、また、経由 の途中で何等かの加工が行われる場合があるこ とから、この地で模倣品対策を講じることが有 効であると言われている。

製品の製造地からノーブランドの製品を輸入 し、中東地域で模倣ブランドを付して他の地域 に輸出するというようなビジネスも行われてい るようである。

このように国際的な模倣品対策を行うにあたって重要なスポットである中東地域においてどのような対応をすべきかについて、特に対策が有効と思われる国々であるUAE及びサウジアラビア王国(以下、サウジアラビア)を中心に概説する。



図1 中東地域マップ

2. UAEにおける模倣品対策

2. 1 法制度

UAEはアブダビ、ドバイ、シャールジャ、ラアス・アル=ハイマ、フジャイラ、ウンム・アル=カイワイン、アジュマーンの7つの首長国からなる連邦国家である。従って、知財に関する法律は連邦レベルで制定されており、登録された権利は連邦全域に及ぶ。

しかし,各連邦は法執行に関する司法権を有する。そのため,時には各首長国間で法解釈の違いが生じ,特に外国人権利者には理解しにくい場合がある。

UAEで外国人権利者が頻繁に権利行使をし

ている首長国は、アブダビ、ドバイ、シャールジャである。アブダビはUAEの首都であり、首長国中最大の面積を有する。F1グランプリの開催としても知られている。アブダビは産油国であり、7首長国のなかで経済的に突出していた。ドバイは、もともと中継貿易港として栄えた港町であり、1971年のイギリス保護領からの独立後、近代化政策のもとでフリーゾーンを設置し、外国資本、外国企業の誘致で大成功をおさめた。シャールジャはドバイの東に位置し、UAEにおける主要な製造地である。シャールジャはペルシャ湾側とインド洋側の両方に港を有している。

UAEはWIPO, WTO, WCO加盟国であり、 パリ条約、ベルヌ条約、TRIPS協定の締約国で ある。

UAEは商標、著作権、意匠、特許について 連邦法を有する。UAEは湾岸協力会議(GCC: Gulf Cooperation Council)のメンバーである。 GCCの他のメンバー国はバーレーン、クウェート、カタール、オマーン、サウジアラビアである。GCCは欧州経済地域(EEA)のような貿易圏であり、知的財産に関する法律を制定している。上記法律とは、統一関税法、GCC特許法、GCC商標法である。

さらに、独自の裁判所と法制度を有する金融フリーゾーンであるドバイ国際金融センター(DIFC) は連邦知財法に基づいて独自の知財法を起案中である。

UAEでは知財法が制定されてからあまり年 月がたっていないため、法解釈の基準とできる ような先例がまだ少ない。従って、当局の判断 が一定ではない場合もある。しかしその一方で、 たとえば、ドバイ控訴裁判所は商品形態や包装 容器の形態に商標として保護すべき価値がある と認めるなど、知的財産の重要性に着目し、新 しい概念を受け入れようとする動きも見られ る。

2. 2 税関における差止

税関での差止はUAEにおいて年々存在感を 増している(図2及び図3参照)。ドバイ、シャールジャ、ラアス・アル=ハイマにおいて税 関登録が可能であるが、他の首長国ではまだ税 関登録制度はない。

税関で有効に侵害品を差し止めるために、権利者ができることとして以下のようなことが考えられる。

- ① 税関が大量の貨物の中から侵害品を発見しやすくするためにできるだけ多くの情報(真偽識別のポイント,代理店・ライセンシーのリスト等)を提供する。
- ② どのように模倣品の見当をつけるかについて、また最近の傾向等について税関トレーニングを行う。
- ③ 権利者が税関への協力を惜しまないことが明らかであれば、税関はよりその権利者の「侵害品を差し止めたい」という要望を受け入れやすいので、日ごろから税関との良好な関係を構築する。

参考までに、ドバイでの税関登録にかかる現地代理人費用は1商標あたりUSD600程度である。税関で模倣品を差し止めるためにはまず税関登録をすべきである。これまでにドバイ税関長は2回来日して講演を行っており、日本製品の模倣品差止に熱心な姿勢を見せている。このため、場合によっては直接ドバイ税関にコンタクトすることも可能であろう。

さらに、ドバイ、シャールジャの税関に対しては、個別の業者、貨物についての情報を提供することも可能である。個別の情報を提供できれば差止の確率も高まるであろう。

ドバイは特に貨物の取り扱いが多く,通過貨物の量も膨大であることから,ここで模倣品の 摘発ができると効果的である。しかし,原則と して差止対象となるのはドバイの国内市場に入っていく貨物である。例外的に、人体に危険を及ぼす薬剤等については、輸出時にも差止が行われる。従って、ドバイを通過するに過ぎない模倣品を押収するチャンスは、模倣品がフリーゾーン内に留まっている状態の時ではないかと思われる。後述のとおり、フリーゾーン内の権限は税関が有しているため、税関登録をすることがフリーゾーンでの差止を促すのに必要である。



図2 シャールジャ首長国におけるオイルフィルターの押収例 (2010年8月, 10,260個)



図3 シャールジャ首長国における自動車部品の 押収例(2010年8月, 2,750個)

2. 3 民事訴訟

民事訴訟は、より複雑なケース(類似商標に 関する事案、商号の盗用等)の解決法として件 数が増加している。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

損害賠償を請求する場合、民事訴訟を起こすことになるが、民事法廷が侵害者に罰金を課すことはなく、賠償すべき損害の額もさほど高くは認定されない。

民事訴訟は三審制を採用している。ドバイ, ラアス・アル=ハイマ,アブダビの3つの首長 国は独自の裁判所を有しており,第一審裁判所, 控訴院,破棄院の三段階で審理される。他の首 長国では訴訟事件を連邦裁判所に委ねており, 第一審裁判所,控訴院,連邦最高裁判所の三段 階で審理される。

UAEの法制度はシビルローに基づくものであり、留意すべき点として以下の事項がある。

① 仮差押え

民事訴訟において権利者は2つのルートを選択できる。1つは第一審に直接訴状を提出する方法,もう1つは商標法第41条に基づいて緊急案件を扱う裁判所に仮差押えの申立をする方法である。仮差押えの申立があった場合,裁判所は当該物品を差し押さえ,権利者は差押えがあった日から8日以内に民事法廷で訴訟を起こさなければならない。なお,仮差押えの申立をするためには以下の疎明が必要となる。

- (i) 有効な商標登録があること(その商標が国際的に著名な場合には不要)。
 - (ii) 保証金
- (iii) 侵害の事実, 侵害物品の数量及び保管 場所についての疎明

上記要件を満たせば,裁判官が侵害品を押収 する。

② 証拠

ディスクロージャー¹⁾ の手続きはないが,証 拠開示²⁾ の手続きはある。書証はもっとも重要であるが,アラビア語への翻訳および領事認証が必要となるので,煩雑かつ時間と費用がかかる。

③ 宣誓書

あまり重要視されない。また、証人が呼び出

されることも稀である。

④ 鑑定人

裁判所が指名する鑑定人による鑑定は重要視される。しかしUAEでは知的財産に見識があり、国際的な感覚がある鑑定人は少ない。

⑤ 期間

数回のヒアリングが必要であり、何か月もかかる。通常 $8\sim10$ ケ月程度であるが、長ければ数年にわたることもある。その間に書面(メモランダム)が当事者間で交わされる。

⑥ 損害賠償及び費用

損害は、証拠によって証明できる直接的な損害のみに限定して賠償される。また、多額の訴訟費用が賠償されることは少ない。

民事訴訟は時間も費用もかかるが、侵害の判決を得ることは長期的に見れば、模倣品対策の 一環として有効であろう。

DIFCがロンドン国際仲裁裁判所と提携して設立した仲裁及び調停に関するセンターを利用した仲裁(ADR)もUAEにおいて増加しており、一般的になりつつある。ある種の紛争、例えば侵害がさほど悪質でなく早期に解決したい場合についてはADRが適しているかもしれない。

2. 4 警察による押収、刑事手続き

権利者は警察に告訴し、侵害行為の捜査を依頼することができる。警察は検察官から捜査の令状を得て捜査を行い、当該容疑者の店舗、倉庫を捜索する。警察は現行犯に基づいてアクションを起こす。警察の摘発後、十分な証拠があれば、事件は検察官に委ねられ、検察官が事件を調査し、刑事事件として起訴することになる。

警察が取り締まる範囲は、ほぼ同一の商標の 侵害か、あるいは非常に近似する商標の範囲に 限られる。登録商標と類似するかどうか明確で はない商標の使用について、警察が摘発を行う ことは極めてまれである。 事件を刑事で解決すると、費用が抑えられる。また侵害を行った犯人に罰金(通常USD1,500程度なので低額ではあるが)や禁錮刑が課されるので、侵害の抑止効果がある。また、判決においては侵害物品の破砕(図4参照)も認められるが、破砕のためには権利者が廃棄物集積所に行かなければならず、時にはそこで破砕前の物品の取引が行われている。そのような侵害物品の取引を阻止するためにも、侵害物品の破砕については、なるべく権利者の代理人が同行することが望ましい。

警察の協力を得るためには、権利者は警察のサポートをし、良い関係を構築すべきである。権利者は、以下の準備をすることが望ましいと思われる。

- ① 調査を行い、侵害が行われていると判断できるに十分な証拠を得ておくこと。
- ② 権利が存在し、それが確実なものであることを示せるようにすること。
- ③ 警察と情報共有すること、しかしあくまでもサポートに徹すること。
- ④ 権利者が手入れに同行し、侵害品の真偽 判定をする用意があること、容疑者の店 舗等の捜査に協力する用意があることを 伝えること。
- ⑤ 権利者は損害賠償を求める民事の当事者 として刑事訴訟の審理に参加することが 可能である。法廷は刑事告訴と損害賠償 とを同時に審理する。

刑事訴訟も通常かなり時間を要する。1年以上かかることが普通であろう。また、些細な事件の場合、判決まで至らないこともあるようである。

警察は、商業施設外にある侵害品を差し押さ えることもできる。よって、侵害者がたとえば 駐車場で侵害品の取引を行う場合にも対応でき る。この点が行政摘発とは異なる。 ドバイ,シャールジャ,アブダビの警察は積極的に模倣品案件を取り扱っているが,他の4つの首長国では刑事手続きがまだ確立されていないようである。



図4 侵害品の破砕例

2. 5 行政摘発

(1) 各首長国での行政摘発

各首長国政府は、知的財産権の侵害に対して アクションを起こす権限を有している。各政府 は店舗等の捜索、侵害物品の押収、滅却を行う ことができる。

政府の部局によっては侵害の常習者に対して 商業ライセンスを停止したり、刑事事件へ移送 したりすることも行う。2以上の首長国にまた がる事件では、関連する首長国の当局同士で連 携することも多い。

行政手続きは、市場から模倣品を排除する最も安価かつ効果的な方法であるが、行政機関との間で良好な関係を構築する必要がある。

たとえば、担当部署や手続きは首長国毎に、 また時期によって異なるので、その違い、変更 に柔軟に対応しなければならない。また、当局 が主催する知財の認知度向上のためのイベント には積極的に参加すべきである。

権利者が当局に、一定期間市場を監視するよう要求することもできる。日ごろから当局に情報を提供し、自社の製品についての理解を得るようにしておけば、当局は日常的に市場におけ

るその権利者の製品の模倣品に注意するように なる。当局とそのような関係を築けば侵害者に 脅威を与えることになろう。

但し、行政摘発は常に成功するわけではない。 行政には限界があり、たとえば彼らは鍵をかけられた店舗、倉庫には立ち入れず、捜索することができないのである。

(2) 経済開発局 (DED) による摘発

ドバイ,シャールジャにおいて行政摘発を担当するのはDEDである。権利者がDEDに申立を行うことにより、摘発が行われる。

1)ドバイDED(DDED)における手続き権利者がDDEDに対して摘発の申立をし、1 商標1区分毎にAED2,000(約USD550)の料金を支払うことにより、DDEDの手続きが開始される。DDEDは上記費用に加えて、模倣品取扱い業者5者までの調査費用としてAED500(約USD140)を請求する。申立をする際には、模倣品取扱い業者の名称等の情報を提供しなければならない。行政摘発には権利者の代理人が同行し、侵害品や状況、摘発がどのように行われたかの確認をすることが望ましい。当局からレポートがもらえない場合もあるからである。摘発の結果、侵害品を取り扱った業者には少なくともUSD1,500の罰金が課され、侵害物品は破

また、業者を特定しない、6か月間有効な申立をすることもできる。当該申立は、特定の業者の摘発を要求するものではなく、6か月の間に模倣品業者が発見された場合には摘発を行う事を当局に要請するものである。当該申立を行うと、DDEDは6か月間に何者でも摘発することができ、かつ当局が市場を見張っているので、権利者が特定の業者の名称を提供しなくても摘発が行われる点で利益がある。DDEDの調査員は、実際の摘発を行う前に侵害品サンプルを権利者に提示して確認する。DDEDは6か月間に同一の

業者に対して何回も摘発を行うことができ、常習者に対しては最高AED20,000(約USD5,500)の罰金を課すことができる。商業ライセンスの失効を言い渡すこともある。

DDEDができることは、罰金を課すこと、模 做品を押収・保管・破砕することであるが、業 者の倉庫を追跡調査することはしない。

2)シャールジャ経済局 (SED) による摘発シャールジャ経済局は行政摘発を担当する。権利者がSEDに申立を行い、1商標1区分毎にAED2,000 (約USD550) の費用を支払うことにより摘発が行われる。SEDからの報告はかなり遅れることがあり、たびたび代理人がSEDを訪れて状況を確認する必要がある。

(3) 自治体当局による摘発(シャールジャ, アブダビ)

シャールジャ,アブダビでは自治体当局も摘発を行う。シャールジャではかなり幅広い対象について摘発が可能である(類似商標の使用等)。また、基準となる法律も商標法には限らず、不当表示法などその他の法律に基づく場合も多い。

(4) 商標登記官(アブダビ)

アブダビでは、商標登記官が話し合いによって模倣品業者を摘発する。重大な案件は検察官 に移送される場合もある。

2. 6 フリーゾーンについて

フリーゾーンは、100%外資の企業がビジネスできるように設立された経済特区であり、莫大な量の商取引を担っている。UAEで会社を設立するには、原則51%以上の現地資本の参加が必要だが、フリーゾーンでは外資100%の会社設立が可能で、その他にも様々な利点がある。UAEには20以上のフリーゾーンがある。フリーゾーンは事業会社法の枠外で各首長国の法令

砕される。

に基づき設立され、様々な優遇制度を持つため 外国企業の立地に適しており、例えば1985年設 立のジェベル・アリ・フリーゾーン(ドバイ) には約6,000の国内外企業が進出している。フ リーゾーンにおける主な優遇措置として、100 %外国資本による所有が可能であること、法人 税・所得税50年間免除(期間は更新可能)、ロ ーカル・スポンサーが不要であること、資本・ 利益の本国への送金が自由であること、通貨規 制がないこと、外国人労働者の雇用制限がない こと、保税区であること、長期の土地リースが 可能であること、が挙げられる。

多くのフリーゾーンでの活動は、UAE連邦法とフリーゾーン管轄当局の規則によって規制されている。従って、法執行の方法はフリーゾーンにより異なり、それに適切な当局を特定することは容易ではない。しかし、理論上、知財についての刑事条項はフリーゾーンにおいて執行できる。

代表的なフリーゾーンであるドラゴンマートはジュベル・アリ・フリーゾーン(JAFZ)の一部で、卸売業者と小売業者とが混在している。フリーゾーンであるので、模倣品の摘発が容易ではないが、多くの模倣品が流入している懸念がある。ドラゴンマートを管轄しているのはドバイ税関であるため、ドラゴンマートでの摘発をするためにはドバイ税関に商標を登録する必要がある。

2. 7 権利行使する際の留意点

UAEにおいて知的財産の侵害は頻繁であり、かつ公衆の認知度も高いとは言えない。

模倣品に対応する上では、まず権利を取得することが必須である。行政当局や警察においては、登録された商標権、著作権がなければ全く話にならないだろう。

大規模な侵害を根絶するには,情報を収集し, 流通ルートを解明して摘発に最適な場所,時を 見計らう必要がある。たとえば、異なる地域で 同時に摘発を行うという方法もある。

情報を収集した後、実際の摘発においては臨 機応変に対応すべきである。

夏期は、裁判所は殆ど機能せず、緊急案件の み取り扱われる。また、中東では週の執務日が 日曜から木曜である点、断食明けの祝日、犠牲 祭の祝日にも留意されたい。

3. サウジアラビアにおける模倣品対策

3. 1 法制度

サウジアラビアはアラビア半島の中央に位置し、中東最大の面積を有している。世界有数の産油国であり、主に石油の輸出で経済が支えられている。サウジアラビアの貿易黒字は増加しており、経済は堅調に発展している。輸入については主な輸入相手国は米国、中国、ドイツ、日本、韓国となっている。日本、韓国からの輸入は、乗用車や家電などが増加し、2010年の伸び率が10%以上となっている。特に日本からサウジアラビアへの乗用車の輸出は2009年から2010年にかけて24.6%増の伸びを示した。

このような状況下で、サウジアラビアにおいても日本製品の模倣品が増加している。今後日本企業にとって重要な市場と目されるサウジアラビアにおいても模倣品対策は重要である。

1993年に「統治基本法」が制定されたが、そこでは「憲法は『コーラン』及びスンニ(イスラム教の経典及び慣習)である」と規定されている。サウジアラビアのすべての規則及び法律はイスラム法を基本とする。

サウジアラビアの法律は商標権侵害について の損害賠償を認めている。また, 商業詐欺防止 法によっても模倣品の販売が規制される。

3. 2 税関における差止

サウジアラビアの税関では模倣品の差止が行

われている。サウジアラビアを通って模倣品が 他の中東諸国,たとえばイラク,ヨルダン,ク ウェートに流出することもあると思われるた め,内陸地の税関における対策も重要であろう。

(1) 税関登録

実務上, 商標権, 著作権を税関に登録することが行われており, 実際に貨物が差し止められる件数も増加している。

税関登録について規定された手続きはないが、権利者は最低以下の情報を税関に提供することにより税関登録できる。なお、税関登録はリヤドの税関本局に行う。

- ① 商標登録証写し又は著作権の所有を示す 資料
- ② 代理人への委任状
- ③ 現地代理人の情報(疑義貨物発見時にコンタクトできるように)

加えて、以下の情報を提供することによって 差止の可能性を高めることができる。

- ① 真正品の画像
- ② 真正品のサウジアラビアにおける流通についての情報(代理店,輸入者,取扱い業者等)
- ③ 侵害品を発見するのに役立つ情報

(2) 各税関への通知・税関トレーニング

サウジアラビアには内陸,空港,港湾に32の 税関がある。これらのうち主なものはリヤド, ジェッダ,ダンマン,アルバサの税関である。 本関への税関登録が完了されると,サウジアラ ビア全土の税関にその情報が伝えられる。しか し,税関登録後に,リヤドの本関で税関トレー ニングを行ったり,各国境の税関に対してそれ ぞれ情報を提供し,税関トレーニングを行うこ とにより差止の頻度を上げることができると思 われる。

(3) 差止の手続き

貨物発見時の差止手続きは法令に定められていない。実務上、貨物が留保された場合、権利者の代理人に通知され、サンプルや写真が権利者に送付される。権利者は当該貨物が真正品か否かを留保の通知から10日以内に回答しなければならない。侵害品であれば差し止められる。その後、税関あるいは税関内の委員会が当該貨物の処分、輸入者への処罰の要否について決定する。

貨物が権利者の通報によって差し止められた 場合には、差し止められた日より10日以内に裁 判所の手続きを行う必要がある。

3. 3 行政摘発

サウジアラビアでは行政摘発は活発に行われている。サウジアラビアで行政摘発を担当するのは商工業省である。商工業省内に不正商取引防止総局(ACFD)が設置され、模倣品排除活動を行っている。200人以上の調査官(捜査・押収権限を有する)が28か所の支所で働いている。模倣技術は日々刻々と変化するため、ACFDでは調査官に研修を実施し、摘発が有効に行われるよう努めている。

権利者が模倣品を発見した場合, ACFDに告訴することにより, 摘発が行われ, 処罰される。 告訴には以下の情報が必要となる。

- ① 商標登録証の写し
- ② 模倣品取扱い業者の名称. 住所
- ③ 模倣品のサンプル
- ④ 模倣品の購入のレシート
- ⑤ 委任状(日本企業の場合,日本のサウジア ラビア領事館の認証を受けた後,サウジア ラビアの外務司法省の認証を受ける。)

摘発後、案件は不服審査委員会(Board of Grievance:第一審裁判所)で取り扱われ、通常侵害品の破棄と罰金が言い渡される。権利者は破棄の現場に立ち会う事はできず、また宗教

的な理由等から写真をとることも難しい。

また、ACFD職員は常に市場を見回り、捜査しているとのことである。さらに、サウジアラビアでの模倣品製造を禁止するため工場に立ち入り検査も行う。ACFDは税関とも連携している。

摘発は一般市民からの通報によっても行われるが、模倣品取引業者を通報した者には報償金を与える制度もある。通報は無料の通報電話によって行うことができる。

3. 4 訴 訟

(1) 警告状送付

まず、警告状を送ることとなるが、サウジア ラビアでは公証人から警告書を送付できないの で、権利者はこれを侵害者に直接送付するか、 代理人を通して送付する。

(2) 予備的措置

訴訟提起に先立って権利者は、予備的措置を 不服審査委員会に申立て、侵害物品の押収を求 めることができる。但しその場合権利者は保証 金を提供する。予備的措置が講じられた日から 10日以内に権利者は刑事訴訟又は民事訴訟を提 起しなければならない。

(3) 刑事訴訟

権利者は刑事手続きを望む場合,不服審査委員会に刑事訴訟を提起する。刑事訴訟は不正行為の日から5年以内に提起する必要がある。侵害が認められれば,1年以下の禁錮又は5万リアル(約USD13,272)以上100万リアル(約USD266,110)以下の罰金が課される。

(4) 民事訴訟

警告状によって侵害行為を停止できなかった 場合,不服審査委員会(第一審裁判所)に訴訟 を提起する。 訴訟を提起できる期間に制限はない。

訴状はアラビア語で,以下の書面とともに提 出する。

- ① 会社登記簿謄本の写し
- ② 模倣品のサンプル,模倣品購入のレシート等侵害を証明する資料
- ③ 委任状(日本企業の場合,日本のサウジアラビア領事館の認証を受けた後,サウジアラビアの外務司法省の認証を受ける。)

判決においては、模倣品の破棄、損害賠償について決定される。

4. その他

4. 1 その他の国での税関登録

中東地域での税関登録は, UAE (ドバイ, シャールジャ, ラス・アル=ハイマ), サウジ アラビアのほか, ヨルダン, アルジェリア, モ ロッコにおいて認められている。

ヨルダンでは税関と緊密な関係にあるJISM (Jordan Institution for Standards and Metrology:ヨルダン規格・計量協会)という機関も税関差止に関わっている。JISMは主に製品の品質についてチェックする機関である。ヨルダンのアカバにはフリーゾーンがあって外国資本・外国企業が多いこともあり、頻繁に模倣品が発見される。アカバは紅海の最奥にあり、東アフリカや地中海に至る回路とアフリカ大陸から西アジアに抜ける陸路が重なる、地理的に重要な地点である。

北アフリカの拡大中東と言われる地域において,アルジェリア,モロッコの税関は活発な取締活動をしている。

4. 2 イラクにおける対策

イラクでは2011年に米軍が撤退して正式に戦争が終結したが、まだ国内情勢は不安定である。

とはいうものの, 北部クルド人自治区等, 治安 が安定している地域では経済の復興が見られ, 日本製品の模倣品も多数流入している。

「クウェートからの輸入」「バーレーンからの輸入」と偽って販売されているものも見受けられる。イラクでは対日感情がよいため、日本製品の人気は高いが、本物が市場にないため模倣品が購入されることとなってしまう。そのような模倣品によって「日本製」の信用が失墜しないうちに対策を講じることが望ましい。

但し、イラクでの模倣品対策手段は限られている。税関における差止はあまり機能しておらず、行政摘発も行われない。警察による摘発も容易ではない。裁判所に差止を申し立てることはできるが、経験がある代理人の数も多くはない。実際に裁判所によって模倣品が差し止められた事例は存在する。

4. 3 市場調査

模倣品が実際にどの程度流通しているかを確認するために市場調査を行うことは重要である。費用は対象とする市場の規模にもよるが、USD3,000~5,000程度はかかるだろう。しかし、市場調査をすることによって、単に模倣品の販売状況が確認できるのみでなく、模倣品の流通経路や取扱業者についての情報が入手できることもある。本格的に模倣品対策を講じるにあたって市場調査を行うことは重要である。

4. 4 アラビア語の商標登録

中東では主にアラビア語が使用されている。 現地ではできれば商標をアラビア語でも登録す ることが望ましい。さらに、模倣品の製造国に おいても、輸出時に税関で差し止めるためにア ラビア語の登録を得ておくとよい。中東の模倣 品業者の間では「アラビア語の商標を付けると 税関で差し止められない」という説が通ってい るという話もある。

5. おわりに

中東地域は、従来は模倣品の製造地ではなく、 また法的対応にも問題があるので、企業にとっ てはなかなか本格的に策を講じることは難しい かもしれない。しかし、放置しておけばいずれ は模倣品の温床となってしまうであろう。しか も昨今では模倣品の製造も発見されていると聞 く。

筆者は国際知的財産保護フォーラム (IIPPF³⁾) の2009年中東ミッションに参加し、UAE及びサウジアラビアの各当局を訪問して意見交換を行った。世界的に知財についての認知度が高まり、模倣品排除の潮流がある中で、現在の各国の意識は当時と比べて高まっていると感じている。また、積極的に当局と意見交換を行い、日本企業の立場、考えについて訴えることも必要であると思う。アラブ人は基本的には寛容であり、依頼をする場合には繰り返し熱心に訴えることをよしとするようである。

中東地域でのビジネスを成功させるために, 各企業は模倣品対策を行い,自社ブランドの確立に努めるべきである。ブランド,信用は各企業の重要な財産であり,自分で守る以外にはない。

最後に、本稿を執筆するにあたってRouse法 律事務所ドバイ事務所のSara Holder弁護士、 Bassel El Turk弁護士、日産自動車株式会社IP プロモーション部の皆様に助言や写真の提供を 頂いたことを申し添える。

注 記

- 1) 当事者が自主的に証拠を開示する制度。
- 2) 請求を受けて証拠を開示する制度。
- 3) 民間企業と政府とが連携して、海外における知的財産権侵害の問題解決のために活動する団体。 http://www.jetro.go.jp/theme/ip/iippf/outline/

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

参考文献

- · JETRO 模倣対策マニュアル 中東編
- · JETRO HP

http://www.jetro.go.jp/world/middle_east/ae/basic_01/

http://www.jetro.go.jp/world/middle_east/sa/basic_01/

- ・ジェトロ世界貿易投資報告(サウジアラビア2011, UAE 2011)
- ・宮田律監修「中東アラブ25か国」のすべて, 2011/7/3, PHP研究所
- · JISM HP http://www.jism.gov.jo/
- · Saudi Customs HP

http://www.customs.gov.sa/CUSTOMSNEW/AnnualReport/1431H_2010G/Chap%205.pdf

- · Dubai Customs HP http://www.dxbcustoms.gov.ae/Content/Proce dures/TradeMarkRegistrationandViolation/
- Rouse & Co. HP http://www.iprights.com/content.output/1 3/1 3/Re sources/Resources/Articles.mspx
- · The In-House Lawyer記事(2009.9.15) http://www.inhouselawyer.co.uk/index.php/intellec tual-property/7462-ip-in-the-uae-an-enforcement-toolkit

※Web参照日は全て2012年6月5日

(原稿受領日 2012年6月14日)

